



# 埼玉県報

第650号  
令和7年(2025年)  
9月9日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 誘導結合プラズマ質量分析装置の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- 入間第一用水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道さいたま春日部線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）

### 正誤

- 埼玉県公営企業管理規程第1号中訂正（公営企業・総務課）

# 告 示

## 埼玉県告示第六百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年九月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
誘導結合プラズマ質量分析装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県衛生研究所生活衛生担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1
- 3 落札者を決定した日  
令和 7 年 7 月 18 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三菱H C キャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号
- 5 落札金額  
38, 212, 020 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和 7 年 5 月 30 日

# 告示

## 埼玉県告示第六百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、  
入間第一用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住  
所について、次のとおり届出があった。

令和七年九月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

| 職名 | 氏名    | 住所                  |
|----|-------|---------------------|
| 理事 | 柴崎 寿男 | 埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸七百五番地 |
| 同  | 有山 道春 | 同 同 大字葛貫七百十番地       |
| 同  | 鎌北 隆  | 同 同 大字大谷木八百四十一番地    |
| 同  | 栗原 健一 | 同 同 大字前久保四百四十七番地    |
| 同  | 浅見 良男 | 同 同 大字西戸七百一番地       |
| 同  | 岸 邦雄  | 同 同 大字川角千二百五十番地     |
| 監事 | 山崎 均  | 大字市場二十三番地           |
| 同  | 坂下 均  | 同 同 大字小田谷六百十二番地三    |

### 二 退任

| 職名 | 氏名     | 住所                  |
|----|--------|---------------------|
| 理事 | 柴崎 寿男  | 埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸七百五番地 |
| 同  | 有山 道春  | 同 同 大字葛貫七百十番地       |
| 同  | 鎌北 隆   | 同 同 大字大谷木八百四十一番地    |
| 同  | 栗原 健一  | 同 同 大字前久保四百四十七番地    |
| 同  | 浅見 良男  | 同 同 大字西戸七百一番地       |
| 同  | 野口 高義  | 同 同 大字川角千六百十三番地     |
| 監事 | 山崎 均   | 同 同 大字市場二十三番地       |
| 同  | 波田 二三雄 | 同 同 大字葛貫八百七十八番地     |

# 告示

## 埼玉県告示第六百八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和七年九月九日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 許可番号

第二〇二二―二七―二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字南永井字井頭千七十一番一外四十四筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四千八百五十七・八立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第六百八十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和七年九月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二三―三一―三号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市西大輪字原二百十五番四外三十四筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百三十五・八立方メートル

全浸透効果量 〇・一〇五立方メートル毎秒

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年九月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま春日部線
- 三 道路の区域

| 新<br>AB   | 旧<br>A  | 旧<br>新<br>別             |
|---|---|-------------------------|
| <p>春日部市粕壁字八木崎六七二三番一地从先から<br/>同市粕壁二丁目六〇八四番一地从先まで</p> | <p>春日部市粕壁字八木崎六七二三番五地从先から<br/>同市粕壁二丁目六〇八四番一地从先まで</p> | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>一五・〇〇〃<br/>一八・〇〇</p>                             | <p>六・八〇〃<br/>八・四〇</p>                               | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
| <p>七〇六・一二</p>                                       | <p>六五七・八九</p>                                       | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
|   |   | <p>備<br/>考</p>          |

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年九月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

|   |                |
|---|----------------|
| <p>蓮田鴻巣線</p>  | <p>路線名</p>     |
| <p>蓮田市東五丁目三九四六番一地先から<br/>同市東五丁目三九五九番一地先まで<br/>(ただし、関係図面に表示する部分<br/>に限る。)</p>                    | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>令和七年九月九日</p>   | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成三十年十一月二十七日付け埼玉県<br/>杉戸県土整備事務所長告示第十八号で告<br/>示した道路予定区域の一部供用開始であ<br/>る。<br/>延長 一九五・〇〇メートル</p> | <p>備考</p>      |

## 正 誤

埼玉県公営企業管理規程第一号（令和七年二月二十八日第五百九十五号）中訂正

ページ 行

一 前から十九

誤

第四項を第五項とし

正

第四項を第三項とし